○四国地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十六号松山広域都市計画道路事業七・七・八号松山駅北二号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十七号松山広域都市計画道路事業七・七・九号松山駅南一号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十八号松山広域都市計画道路事業七・七・十号松山駅南二号高架側道東線

三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年九州地方整備局告示第百四号福岡広域都市計画道路事業三・四・十一二号宗像福間線

三　事業施行期間　自令和二年十一月六日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
二百十八号	熊本県上益城郡山都町城平字原から同町まで（熊本県上益城郡山都町城平字原から同町城平字村ノ脇および同町大平字下鶴を経て同町大平字原口までを除く）	改築	令和八年三月二十七日

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	糸島市波多江駅北四丁目五五〇番一から同市波多江駅北四丁目五八五番四まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町塩塚字上内新開七三六番から同市大和町豊原字前田五六一番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○北海道開発局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画下水道事業十勝川流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十五年七月二十二日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし